

令和6年度 子どもの定期予防接種のトピックス



◎五種混合

従来の四種混合(ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ)とヒブが一緒になったワクチンです。令和6年4月中旬以降に接種開始予定です。四種混合とヒブを一度でも接種した方は、五種混合を接種することはできません。

◎日本脳炎(特例接種)

接種の機会を逃した平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの方(20歳未満)を対象に、令和9年3月31日まで特例接種を行っています。20歳を過ぎると公費での接種はできません。4回の接種に約7カ月の期間が必要となるため、早めに接種してください。

◎HPV(子宮頸がん予防キャッチアップ接種)

接種の機会を逃した平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの方を対象に、令和4年4月1日～令和7年3月31日の3年間、キャッチアップ接種を行っています。令和7年3月31日を過ぎると公費での接種はできません。3回の接種に約6カ月の期間が必要となるため、早めに接種してください。

※指定医療機関	住所	電話番号	予約	ロタ、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、五種混合、B型肝炎	水痘	MR	日本脳炎	DT	HPV
景山医院	錦町117番地	☎54-2350	必要	×	○	○	○	×	×
緑町クリニック	緑町21番地の55	☎54-6900	必要	○	○	○	○	○	○
いしむら内科循環器クリニック	札内共栄町29番地の4	☎66-8233	必要	×	×	×	×	×	○※1
おち小児科医院	札内新北町4番地の1	☎56-5522	不要※2	○	○	○	○	○	○
さつない耳鼻咽喉科	札内北栄町2番地の15	☎21-4187	不要	×	×	○	○	○	×
札内北クリニック	札内共栄町19番地の5	☎20-7750	必要	×	×	×	○※3	×	×
十勝の杜病院	字千住193番地の4	☎56-8811	必要	×	×	×	○※4	×	○※5
忠類診療所	忠類幸町11番地1	☎8-2053	不要	○	○	○	○	○	○

※1 いしむら内科循環器クリニックのHPVは、高校生以上のみ接種できます。

※2 原則予約不要ですが、ロタウイルスのロタテック、HPVのサーバリックス、ガーダシルを接種する場合は予約が必要です。

※3 札内北クリニックの日本脳炎は、中学生以上のみ接種できます。

※4、5 十勝の杜病院の日本脳炎とHPVは、中学生以上のみ接種できます。

持母子健康手帳、本人確認書類(健康保険証など)

問保健課おやこ保健係(☎54-3811)、保健福祉課保健係(☎8-2910)

令和6年度 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種を実施します

▶対象 これまで一度も肺炎球菌ワクチンを接種したことのない方で、幕別町に住所があり、①②のいずれかに該当する方
①65歳の方(昭和34年4月2日以降生まれ)定期接種の機会は65歳の1年間です。
②60歳から64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活を極度に制限される方やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方

▶自己負担 3,000円(生活保護世帯は無料)

▶接種期間 65歳の誕生日前日から66歳の誕生日前日までが接種期間となりますが、間違い接種を防ぐため、対象者には誕生日を迎えた翌月上旬に予診票などの案内を送付します。(例えば、昭和34年4月5日生まれの方の場合は5月上旬に届きます)

▶接種方法 接種を希望する方は、指定医療機関(※)に事前予約をしてください。
※指定医療機関は同ページに掲載の表で電話番号などを確認してください。
上記の8医療機関全てで予約できます。

▶その他 予診票を紛失した方は再発行しますので問い合わせください。
予診票がないと接種はできません。

▶償還払い申請 主治医の指示で指定医療機関の接種が難しい場合は、接種1週間前までに問い合わせください。
償還払い申請書などの必要書類を事前送付します。



問保健課健康推進係(☎54-3811)

令和6年度 子どもの定期予防接種のご案内



予防接種法に基づいて実施する定期予防接種は次のとおりです。特別な理由(体質・先天性疾患など)により、町外の主治医の下で接種が必要な方は医療機関への依頼書を発行しますので、事前に問い合わせ先に連絡ください。

▶集団接種

ワクチン	対象者	接種回数	接種方法
BCG	1歳未満	1回	7、8カ月児健診で接種するため、健診案内と一緒に個別に通知します。

▶個別接種 指定医療機関に直接予約をしてください。 ※◎印のワクチンは次ページのトピックスを確認してください。

ワクチン	対象者	接種回数	接種方法
ロタウイルス	生後6～24週未満	2回	1回目…生後14週6日までに接種 2回目…1回目から4週以上の間隔をおいて接種
◎五種混合 【四種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ)、ヒブ】	生後2～90カ月未満	4回 初回3回 追加1回	【標準的には、初回接種開始時に生後2～7カ月未満】 初回3回…20日以上(標準的には20～56日)の間隔をおいて3回接種 追加…3回目から6カ月以上(標準的には6～18カ月)の間隔をおいて接種 ※令和6年4月中旬頃開始予定です。詳しくは問い合わせ先に連絡ください。
ヒブ	生後2～60カ月未満	4回 初回3回 追加1回	【標準的には、初回接種開始時に生後2～7カ月未満】 初回3回…27日以上(標準的には27～56日)の間隔をおいて3回接種(初回3回は1歳未満で完了) 追加…初回3回終了後、7カ月以上(標準的には7～13カ月)の間隔をおいて接種 ▶接種開始時期により、接種回数が1～4回と異なります。
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)	生後2～90カ月未満	4回 初回3回 追加1回	初回3回…20日以上(標準的には20～56日)の間隔をおいて3回接種 追加…初回3回終了後、6カ月以上(標準的には12～18カ月以上)の間隔をおいて接種

五種混合、ヒブ、四種混合の接種上の注意 交互接種は原則認められていないため、ヒブと四種混合を一度でも接種した方は、五種混合は受けられません。また、五種混合ワクチンを接種した場合、完了まで同一のワクチンを接種することになります。

小児肺炎球菌(15価)	生後2～60カ月未満	4回 初回3回 追加1回	【標準的には、初回接種開始時に生後2～7カ月未満】 初回3回…27日以上(標準的には27～56日)の間隔をおいて3回接種(初回3回は2歳未満で完了) 追加…初回3回終了後、60日以上の間隔をおいて接種(標準的には初回3回終了後、60日以上の間隔をおいて、1～1歳3カ月未満に接種) ▶接種開始時期により、接種回数が1～4回と異なります。
B型肝炎	1歳未満	3回 初回2回 追加1回	初回2回…27日以上の間隔をおいて2回接種 追加…1回目から139日以上(20週)の間隔をおいて接種
水痘(水ぼうそう)	生後12～36カ月未満	2回	1回目…生後12～15カ月までに接種 2回目…1回目から3カ月以上(標準的には6～12カ月)の間隔をおいて接種
MR1期(麻しん・風しん)	生後12～24カ月未満	1回	生後12～24カ月未満に1回接種
MR2期(麻しん・風しん)	年長児(小学校入学前)	1回	対象者には個別に通知します。
日本脳炎1期	生後6～90カ月未満	3回 初回2回 追加1回	初回2回…標準的には3～4歳未満、6日以上(標準的には6～28日)の間隔をおいて2回接種 追加…標準的には4～5歳未満に、2回目から6カ月以上(標準的にはおおむね1年を経過した時期)の間隔をおいて接種
日本脳炎2期	9～13歳未満	1回	標準的には9～10歳に接種
◎日本脳炎(特例措置)	17～20歳未満	4回	初回2回…6日以上(標準的には6～28日)の間隔をおいて2回接種 追加…2回目から6カ月以上(標準的にはおおむね1年を経過した時期)の間隔をおいて接種 2期…3回目から6日以上の間隔をおいて接種
DT(ジフテリア・破傷風)	11～13歳未満	1回	標準的には11～12歳未満に1回接種。対象者には個別に通知します。
HPV(子宮頸がん予防)	小学6年生～高校1年生相当の女性		対象者やワクチンの種類、接種開始時期により接種回数が異なります。中学1年生～高校1年生相当の方に個別に通知します。
◎HPV(子宮頸がん予防)キャッチアップ接種	平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女性	3回	接種未完了の方に個別に通知します。キャッチアップ接種期間は令和7年3月31日までです。

申請期限は4月5日(金) 子育て加算は4月30日(火)

非課税世帯応援給付金を支給しています

受給には手続きが必要です

非課税世帯応援給付金(追加分)

エネルギー・食料品などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯への生活支援として、住民税非課税世帯に対し、非課税世帯応援給付金(追加分)を支給しています。

対象となる世帯

令和5年12月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和5年度住民税(均等割)が非課税(免除された場合も含む)の世帯。ただし、世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。

子育て加算

非課税世帯応援給付金(追加分)の支給決定者と令和5年12月1日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。
※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)が対象です。
※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。
・令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児
・非課税世帯応援給付金(追加分)の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

手続き方法

対象となる世帯には、1月4日に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。子育て加算分の手続きは必要ありません。
※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

☎非課税世帯応援給付金(追加分)について/福祉課社会福祉係(☎54-6612)
子育て加算分について/子育て課子育て支援係(☎54-6621)

支給額

1世帯当たり7万円

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

申請期限は4月30日(火)

生活応援給付金を支給しています

受給には手続きが必要です

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増により、家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し、生活応援給付金を支給しています。

対象となる世帯

令和5年12月1日現在幕別町の住民基本台帳に記録され、世帯員全員が令和5年度住民税均等割のみが課されている人で構成または住民税均等割のみが課されている人と住民税均等割が非課税の人(免除された場合も含む)で構成される世帯。
ただし、世帯員全員が住民税を課されている親族から、地方税法上の扶養を受けている場合は、対象となりません。

子育て加算

生活応援給付金の支給決定者と令和5年12月1日において同一世帯の18歳以下の児童1人につき、5万円を加算します。
※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)が対象です。
※次に該当する児童がいる場合は、申請が必要です。詳しくは問い合わせください。
・令和5年12月2日から令和6年4月1日までに生まれた新生児
・生活応援給付金の支給決定者とは世帯が異なるが、養育している児童

手続き方法

対象となる世帯には、2月2日に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付していますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。子育て加算分の手続きは必要ありません。
※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

☎生活応援給付金について/福祉課社会福祉係(☎54-6612)
子育て加算分について/子育て課子育て支援係(☎54-6621)

支給額

1世帯当たり10万円

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

非課税世帯応援給付金(初回分)の転入者特例

非課税世帯応援給付金(初回分)(1世帯当たり3万円)は令和5年9月29日で申請の受け付けを終了しましたが、本給付金は自治体ごとに基準日(幕別町は令和5年6月1日)が異なるため、転入によりいずれの市区町村からも給付が受けられない方が発生する可能性があります。
このため、幕別町に令和5年6月2日以降に転入した住民税(均等割)非課税世帯であって、幕別町以外の市区町村から給付金の支給が受けられない場合に、国からの通知に基づき特例で相談窓口を設け、申請を受け付けています。

対象となる世帯

幕別町に令和5年6月2日以降に転入した住民税(均等割)非課税世帯であって、幕別町以外の市区町村から非課税世帯応援給付金(初回分)と同様の給付金の支給がされていない世帯

注意事項

町からの給付金を受け取った後に、他の市区町村での受給が発覚するなど、受給資格がないことが判明した場合は、返金いただく必要があります。

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

支給額

1世帯当たり3万円

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

言葉を通して知るアイヌ文化 13


文・写真:阪口諒(さかぐちりょう)
☎生涯学習課 学芸員(☎54-2006)

アイヌ語に由来する地名③ チョマナイ

忠類の市街地から北東の方に丸山(チョマナイ山)があります。忠類の街並みや日高山脈を一望できる丸山の山頂は展望台となつていますが、ここには明治27(1894)年から丸山神社が置かれていました(現在、丸山神社は元忠類にあります)。

丸山はもと「アイヌ語でチホマイワ」と言われており、安政5(1858)年に松浦武四郎が当縁川流域を訪れた時には、「チヨマイワ」の名前を記しています。明治29(1896)年製版の陸地測量部(国土地理院の前身)の5万分の1地形図でも「チホマイワ」と書かれています(チホマのホにアクセントがあるので、「ホー」と書かれているのだと思われ)。チホマは「恐ろしい」という意味です。イワは「山」ですが、霊力の感じられる山を指した言葉のようです。丸山は「チヨマナイ山」と呼ばれることもあり、チヨマナイ(チホマナイ)のナイは「川」の意味で、チホマイワ(丸山)の南を流れていた川の名前でした。

明治27(1894)年に丸山南麓に入植した岡田新三郎が書いた「丸山神社創立縁起」には丸山に登ったアイヌが戻つてこない、夜に大爆音を聞いたものがある、怪物を目撃したものがあるといった奇談があるので、アイヌ民族も人も恐怖の念を抱いていたとあります。岡田新三郎はそのままにしておくと開拓に支障が出ることを心配し、丸山の頂上に神社を創建したのだとい



ひとりで悩んでいませんか? 相談窓口のお知らせ

4月から「孤独・孤立対策推進法」と「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されます。

孤独・孤立対策推進法

孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会全体の課題であるとの認識の下、孤独・孤立の状態にある方への適切な支援など総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的としています。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

女性が日常生活または社会生活を営むに当たり女性であることにより、さまざまな困難な問題に直面することが多いことを踏まえ、困難な問題を抱える女性への施策を推進することで、人権が尊重され、女性が安心し、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。



断らない包括的な相談窓口「よろず相談窓口」

町民のさまざまな支援ニーズに対応するため、よろず相談窓口では、町民が持つ困難に関する相談を受け止め、関係する部署と共に対応を協議します。ひとりで悩まずに、相談してみませんか。

▶よろず相談窓口(福祉課)
☎54-6612 ☎54-3839 ✉shakaifukushi@town.makubetsu.lg.jp

インボイス制度に関するお知らせ(事業者のみなさんへ)

インボイスとは

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されました。事業者間でやり取りされる消費税額が記載された請求書や領収書のことで、事業者が消費税の納税額を計算する際に必要となるものです。消費者はインボイス対応の必要はありません。

水道料金等の適格請求書(インボイス)の対応について

幕別町では水道料金等の請求は、納付書をインボイスとします。
 なお、口座振替で支払いをしている方のうち、インボイスを必要とする場合は、申請により「納入済証明書」を毎年1回発行しますので、次のとおり申請をお願いします。
 ※毎月発行される「水道使用量のお知らせ(検針票)」はインボイスに対応していませんのでご注意ください。

納入済証明書の申請方法

納入済証明書発行申請書を提出するか、水道課庶務係へ電話で申し込みください。
 電話で申し込みの場合は、納入済証明書発行に必要な情報を聞き取りします。

【申請書を提出する場合】

- ▶提出書類 納入済証明書発行申請書
- ▶申請窓口 水道課庶務係、忠類総合支所経済建設課、札内支所、糠内出張所
- ▶提出方法 窓口持参、郵送、FAX

詳しくは町ホームページをご覧ください。

問・申 水道課庶務係 ☎54-6624

野菜ソムリエプロ
小笠原 美奈子さん
(幕別町在住)
発案レシピ

大量消費 & 使い切り かんたん野菜レシピ

調理時間
12分

1人あたりの
野菜目標量
1日350g以上

毎日野菜を
+1
プラス1皿

まずはプラスひとくち
つぎはプラス1皿

発酵野菜の万能調味料!

中華麴



中華系の料理に合う
おいしい万能調味料です。
唐揚げや餃子の下味、ナムル系の和え物、中華スープ、野菜炒め、チャーハンなど、いつものお料理に加えてみると美味しいですよ。
冷蔵庫で長く保存できるのも便利です。

スターおくさん

作り方

- ①長ねぎ、にんにく、生姜はペースト状にする
▶にんにくと生姜は皮をむく。長ねぎ、にんにく、生姜を粗く刻み、フードプロセッサーなどでペースト状にする。
途中で水を加えて全て混ぜ合わせる。
- ②米麴に塩を混ぜ合わせる
▶ボウルに米麴を入れて、固まりがあれば指でほぐす。
▶塩を加えて、混ぜ合わせる。
- ③全てを混ぜ、保存袋などに入れて発酵させる
▶②のボウルに①を加えてよく混ぜ合わせる。
▶保存用容器やジッパー付きビニール袋に入れて、常温で5〜7日発酵させる。

【炊飯器を使うと時短できる】
炊飯釜に全てを混ぜた材料を入れ、ふたを開けた状態で「保温モード」にして約8時間加熱する。

- ④発酵後は冷蔵庫に入れて保存する
▶米麴が指でやわらかくつぶれるようになったら冷蔵庫に保存し、必要な量を清潔なスプーンで使用する。
【保存の目安】 冷蔵庫で2〜3カ月

「中華麴」に醤油麴やオイスターソースなどの発酵調味料を合わせると味に深みが出ます!

消毒した衛生的な容器を使う



材料 (作りやすい量)

- ・長ねぎ (白い部分) ……100g (約1本)
- ・にんにく ……50g (Mサイズ1コ)
- ・生姜 ……50g (大2片)
- ・水 ……100ml
- ・塩 (海水塩や岩塩) ……35g (大さじ2と1/3)
- ・乾燥米麴 ……100g

※にんにくと生姜をそれぞれ30gにして、玉ねぎ40gを加えるとまるやかになります。



問 保健課健康推進係 ☎54-3811

金ちゃん

春に向けて 自転車の準備をしよう!

春を迎え自転車に乗る機会が増えてきますが、その前に自転車の点検はお済みですか?
 事前に準備を整えて安全に利用しましょう。

自転車の損害賠償保険に加入しましょう

自転車利用者が加害者となった交通事故では、1億円近い損害賠償を求められた裁判事例もあります。

ヘルメットを着用しましょう

令和5年に大人もヘルメット着用が努力義務となりました。自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方の約6割は頭部に致命傷を負っています。頭部を守るために、ヘルメットを着用しましょう。

交通ルール・マナーを守りましょう

自転車は車両です。ルールやマナーを守り、安全に利用しましょう。

- 原則、車道の左側を通行しましょう。
(自転車歩道通行可なのは、運転者が高齢者や小学生の場合などです。)
- 信号や標識を守りましょう。
- 交差点での一時停止と安全確認をしましょう。
- 携帯電話を使用しながらの運転はやめましょう。
- ヘッドホン、イヤホンを使用しながらの運転はやめましょう。
- 夜間はライトを点灯しましょう。
- 飲酒運転は絶対にやめましょう。

自転車の整備点検をしましょう

<input type="checkbox"/> ブレーキ	<input type="checkbox"/> ライト
・前後輪とも効く	・明るくつく
<input type="checkbox"/> ハンドル/ペダル	<input type="checkbox"/> レンズが汚れていない
・曲がっていない	<input type="checkbox"/> タイヤ
<input type="checkbox"/> サドル	・空気が十分に入っている
・留め具が緩んでいない	・すり減っていない
・両足とも地面につく	<input type="checkbox"/> 反射器材
<input type="checkbox"/> ベルが鳴る	・ついている
<input type="checkbox"/> チェーンが緩み過ぎていない	・汚れていない

問 防災環境課交通防犯係 ☎54-6601

電動キックボードは遊具ではなく「車両」です!

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。公道を走行する前に確認して、安全に走行しましょう。

- 1 保安基準に適合していますか?
 - ・基準を満たしていない場合は公道を走行できません。
 - ・基準適合を確認したのものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。
- 2 ナンバープレートは取り付けられていますか?
 - ・所有者は、町へ軽自動車税の申告を行い、ナンバープレートを取り付けてください。
- 3 自賠責保険(共済)に加入していますか?
 - ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
 - ・運行の際は加入時に配布される証明書を携帯してください。
- 4 年齢制限・禁止等
 - ・16歳未満の運転は禁止されています。
 - ・飲酒運転は絶対にしてはいけません。
 - ・二人乗りや、スマートフォン等を使用しながらの運転はしてはいけません。
- 5 安全利用のために
 - ・交通事故の被害を軽減するために、ヘルメットを着用しましょう。

警察庁ホームページ
(特定小型原動機付自転車に関する交通ルール等について)

問 防災環境課交通防犯係 ☎54-6601

15 広報まくべつ No.867 日とき 所ところ 対対象 定定員 料料金 内内容 持持ち物 期申込期限 他その他 申申し込み 提提出先

問 問い合わせ Eメール HPホームページ ※【市外局番】☎0155 ☎01558

2024.4月号 14